

# 船舶特別償却制度設備要件(内航環境低負荷船等) ※総トン数500トン以上が対象

(2023.4~2026.3要件)

設備要件	内航船舶					
	内航環境低負荷船		高度内航環境低負荷船			
	3百トン以上 2千トン未満	2千トン以上	電気推進船 (SES)	電気推進船 に準ずる船舶	航海支援システムを有している 船舶	
				3百トン以上 2千トン未満	2千トン以上	
主機関又は推進装置(次のいずれかに該当するものに限る)	○	○		○	○	○
イ 窒素酸化物放出量削減型主機関(原動機(窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合)にあっては、当該装置を含む。)から発生する1キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第19条の3に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に80分の78を乗じて算出された値以下となるものに限る。	いずれか	いずれか		いずれか	いずれか	いずれか
ロ 電子制御型ディーゼル主機関						
ハ 電気推進装置			○			
発電用機関(次のいずれかに該当するものに限る)	○	○	○	○	○	○
イ 燃料油(加熱を要するものに限る)の自動温度制御装置付発電機関	いずれか	いずれか	いずれか	いずれか	いずれか	いずれか
ロ A重油を使用する船舶にあっては、A重油専用発電機関						
ハ ターボ・ジェネレーター						
推進関係機器	○	○	○	○	○	○
イ 推進効率改良型舵(次のいずれかに該当するものに限る)				いずれか		
① 整流板付舵						
② フラップ舵						
③ シリング舵						
ロ 推進効率改良型船型(次のいずれかに該当するものに限る)	いずれか	いずれか	いずれか	いずれか	いずれか	いずれか
① バックフロー船型						
② エア船型						
③ 空気潤滑システム						
④ 船尾バルブ						
⑥ 船尾装着フィン						
ハ 燃料改質器						
船首方位制御装置	○	○	○	○	○	○
サイドスラスタ	○	○	○	○	○	○
推進効率改良型プロペラ(次のいずれかに該当するものに限る)	○	○	○	○	○	○
イ 二重反転プロペラ				いずれか	いずれか	
ロ 二軸型ポッドプロペラ						
ハ 二軸型可変ピッチプロペラ						
ニ プロペラ・ボス取付翼	いずれか	いずれか				いずれか
ホ 可変ピッチ・プロペラ						
ヘ ポッドプロペラ						
ト ハイスキュープロペラ						
チ プロペラ前部放射状取付翼						
LED照明器具の設置(船内居住空間に設置するものに限る。)	○	○	○	○	○	○
バルバスパウ又はバルブレス船首船型	○	○	○	○	○	○
ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー	○	○	○	○	○	○
船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする船舶以外にあっては、加水分解型の摩擦抵抗低減塗料	○	○	○	○	○	○
熱効率改良装置(次のいずれかに該当するものに限る)		○	(2千 <sup>ト</sup> 以上)	○		○
イ 排気ガスエコマイザー						
ロ 軸発電機装置	いずれか	いずれか	いずれか	いずれか	いずれか	いずれか
ハ 冷却清水利用装置						
航海支援システム					○	○

大気汚染防止設備

設備要件	内航船舶					
	内航環境低負荷船		高度内航環境低負荷船			
	3百トン以上 2千トン未満	2千トン以上	SES	SESに準ずる 船舶	航海支援システムを有している 船舶	
				3百トン以上 2千トン未満	2千トン以上	
海洋汚染防止設備						
燃料油タンク(次のいずれかに該当するものに限る)	○	○	○	○	○	○
イ 船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの	いずれか	いずれか	いずれか	いずれか	いずれか	いずれか
ロ オーバーフロー・ラインを有するもの						
機関室内ビルジの高位警報装置	○	○	○	○	○	○
安全設備						
船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置	○	○	○	○	○	○
電源自動制御装置	○	○	○	○	○	○
推進機関の運転に関連のある潤滑油ポンプ、燃料供給ポンプ及び冷却ポンプの予備ポンプへの自動代替装置		○	(2千 <sup>ト</sup> 以上)	○	(2千 <sup>ト</sup> 以上)	○
主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置	○	○	○	○	○	○
主機関の燃料油(加熱を要するものに限る。)、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置	○	○	○	○	○	○
機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置	○	○	○	○	○	○
機関室内火災探知装置	○	○	○	○	○	○
力						
船首及び船尾の係留用ウィンチの遠隔制御装置		○	(2千 <sup>ト</sup> 以上)	○	(2千 <sup>ト</sup> 以上)	○
衛星航法装置	○	○	○	○	○	○
自動操舵装置	○	○	○	○	○	○
コンテナ船、重量物運搬船(制限荷重が百トン以上の掲貨装置を有する船舶をいう。)にあっては、バラストタンクの遠隔制御装置		○	(2千 <sup>ト</sup> 以上)	○	(2千 <sup>ト</sup> 以上)	○
衝突予防援助装置		○	(2千 <sup>ト</sup> 以上)	○	(2千 <sup>ト</sup> 以上)	○
荷役用暴露甲板の鋼製ハッチカバー(ポンツーン型のもを除く。)を有する船舶にあっては、その動力駆動装置	○	○	○	○	○	○
船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする船舶以外にあっては、船舶自動識別装置	○	○	○	○	○	○

※赤字は令和5年度税制改正要望における要件の見直し